平成２４年（フ）第９７号
千葉県東金市東新宿19番地１
債務者　齋藤　真二（旧姓折笠）
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４４１号
神奈川県厚木市上依知2746番地　森田ハイツ102
債務者　坪池　清美
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５３５号
神奈川県厚木市戸室１丁目９番19号　安藤ハイツ102
債務者　加賀谷悦子（旧姓市橋）
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５４６号
神奈川県厚木市妻田東１丁目13番22号　フローラマンション妻田301、前住所神奈川県厚木市飯山2170番地38
債務者　清水八千代
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３６１号
静岡県熱海市桜木町２番７号
債務者　金坂　雅秀
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３７０号
静岡県沼津市駿河台９番地の５　ボニート駿河台101、前住所長野県塩尻市大字広丘吉田910番地　エクセルハイツテヅカＡ201
債務者　芹澤　　忍（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２９号
京都府亀岡市西別院町犬甘野下羅谷28番地３
債務者　中嶋　慎到
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第８２０号
大阪府藤井寺市沢田１丁目５番13―106号、前住所大阪府藤井寺市沢田１丁目10番11号
債務者　松浦　哲雄
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９８９号
大阪府松原市高見の里４丁目４番３号
債務者　大城美登利
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０２３号
堺市南区原山台３丁１番19―307号
債務者　中村　一也
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
広島県三次市三次町1073番28、住民票上の住所広島県三次市三次町1073番地３
債務者　長原佐代子
１　決定年月日時　平成24年10月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第４２号
広島県庄原市西本町２丁目８番16号、前住所広島県三次市畠敷町1485番地７
債務者　原　　和久
１　決定年月日時　平成24年10月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第２６７号
高知市瀬戸東町３丁目32番地
債務者　尾立　　眞
１　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３２２号
高知県長岡郡大豊町寺内58番地、住民票上の住所高知市はりまや町１丁目12番４号　ベネフィットハリマヤ203
債務者　坂本　信行
１　決定年月日時　平成24年10月15日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３３７号
高知県吾川郡いの町2259番地ロ　ＩＴマンション504号
債務者　西森　耕藏
１　決定年月日時　平成24年10月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６３号
長崎県長崎市横尾５丁目２番13―206号
債務者　中辻　顕智
１　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６９０号
東京都西東京市谷戸町２―12―７―601、住民票上の旧住所青森県下北郡風間浦村大字易国間字新町32番地２
債務者　鈴木　晶子（旧姓張摩）
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月29日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部